

青森県報

第三千五百三十九号

平成二十四年
五月十六日
(水曜日)

目 次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	四
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生化課)	四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(同)	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(県境再生対策室)	四
建設業者の許可の取消し	(西北地域民局)	五

右 同 (同) : 五

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任 (西北地域民局) : 六

右 同 (同) : 六

土地改良区の役員の就任 (西北地域民局) : 七

教育委員会

博物館に相当する施設の指定の取消し (文化課) : 七

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 (事務局) : 七

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 (同) : 七

政治資金規正法による政治団体の解散の届出 (同) : 八

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出 (同) : 九

告 示

青森県告示第四百三三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居室介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者
主たる事務所の所在地	
種類	介護予防事業の種類
名 称	介護予防事業所
所在地	
指定期間	年月日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十四年五月十六日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

青森県告示第四百四号

名称	クオール株式会社	名称	クオール薬局弘前店
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目三の二	所在地	弘前市大字五所野沢三九の二
事業の種類	居宅療養管理指導	事業の種類	居宅介護
名称	社会福祉法人伸康会	名称	ハッピーツキボネスあ
主たる事務所の所在地	弘前市大字独狐一字石田一二一	所在地	弘前市大字浜の四東一丁目七の二
事業の種類	通所介護	事業の種類	訪問看護・介護ステーション
名称	有限会社佐藤器械	名称	ハッピーツキボネスあ
主たる事務所の所在地	弘前市大字安原三丁目八の一	所在地	弘前市大字賀田字大浦三の二
事業の種類	福祉用具貸与	事業の種類	訪問看護・介護ステーション
名称	医療法人青仁会	名称	小規模多機能ホームほつと
主たる事務所の所在地	弘前市大字田面木字赤坂一六の三	所在地	弘前市大字田面木字神明沢一六の四
事業の種類	訪問介護	事業の種類	小規模多機能ホームほつと
名称	社会福祉法人友の会	名称	小規模多機能ホームほつと
主たる事務所の所在地	弘前市大字尻内八丁目二の二	所在地	弘前市大字田面木字神明沢一六の四
事業の種類	小規模多機能型居宅介護	事業の種類	小規模多機能ホームほつと
指定期間	平成 二四・二・二〇	指定期間	二四・三・一

青森県告示第四百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者
名称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	
種類	居宅介護事業の種類
名称	居宅介護事業所
所在地	
変更年月日	年月日

名称	クオール株式会社	名称	クオール薬局弘前店
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目三の二	所在地	弘前市大字五所野沢三九の二
事業の種類	介護予防管理指導	事業の種類	居宅療養管理指導
名称	社会福祉法人伸康会	名称	ハッピーツキボネスあ
主たる事務所の所在地	弘前市大字独狐一字石田一二一	所在地	弘前市大字浜の四東一丁目七の二
事業の種類	通所介護	事業の種類	訪問看護・介護ステーション
名称	有限会社佐藤器械	名称	ハッピーツキボネスあ
主たる事務所の所在地	弘前市大字安原三丁目八の一	所在地	弘前市大字賀田字大浦三の二
事業の種類	介護予防福祉用具貸与	事業の種類	訪問看護・介護ステーション
名称	医療法人青仁会	名称	小規模多機能ホームほつと
主たる事務所の所在地	弘前市大字田面木字赤坂一六の三	所在地	弘前市大字田面木字神明沢一六の四
事業の種類	訪問介護	事業の種類	小規模多機能ホームほつと
名称	社会福祉法人友の会	名称	小規模多機能ホームほつと
主たる事務所の所在地	弘前市大字尻内八丁目二の二	所在地	弘前市大字田面木字神明沢一六の四
事業の種類	小規模多機能型居宅介護	事業の種類	小規模多機能ホームほつと
指定期間	平成 二四・三・一	指定期間	二四・三・一

青森県告示第四百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	岡田 勝志	八戸市大字 八戸町字内 田一八の四
変更後	岡田 勝志	八戸市大字 八戸町字直 田七三
居宅療養 管理指導		
お歯科		
変更前	八戸市大字 八戸町字内 田一八の四	八戸市大字 八戸町字直 田七三
変更後	八戸市大字 八戸町字直 田七三	八戸市大字 八戸町字直 田七三
平成 二四・一・二		

変更前	岡田 勝志	八戸市大字 八戸町字内 田一八の四
変更後	岡田 勝志	八戸市大字 八戸町字直 田七三
介護予防 事業の種類		介護予防 事業の種類
お歯科		お歯科
変更前	八戸市大字 八戸町字内 田一八の四	八戸市大字 八戸町字直 田七三
変更後	八戸市大字 八戸町字直 田七三	八戸市大字 八戸町字直 田七三
平成 二四・一・二		年月日 変更

青森県告示第四百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護 事業の種類	居宅介護 事業の種類
名称	名称
所在地	所在地
再開 年月日	再開 年月日
平成 二四・三・六	平成 二四・三・六

青森県告示第四百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防 事業の種類	介護予防 事業の種類
名称	名称
所在地	所在地
再開 年月日	再開 年月日
平成 二四・三・六	平成 二四・三・六

青森県告示第四百九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
七福薬局むつ	むつ市中央一丁目五の一九	平成二十四・五・一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポレクダンスクラブ平川

三 代表者の氏名

大湯 博美

四 主たる事務所の所在地

平川市原田稲元四八の三

五 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、ダンス・フィットネス・トレーニングに関する事業を行うことにより、やりがい、生きがいの発見や笑顔あるいきいき・ピンピンと充実した毎日を送ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人手箱の会

三 代表者の氏名

伊丸岡 英一

四 主たる事務所の所在地

八戸市城下一丁目一の六

五 定款に記載された目的

この法人は、地球の健康を守る、をテーマに地域住民と共同で資源の再利用活動を行うことにより、安心と安全の生活が確保され、環境の保全に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十四年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

六 契約金額

七千四百九十七万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社松橋工務店

青森県知事 三 村 申 吾

代表者の氏名 松橋 久幸

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市坂本五六の一二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第〇一五九六四号

五 取消年月日 平成二十四年四月六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成二十四年四月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社松野建築

二 代表者の氏名 松野 健

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字神山字殊峯十六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第〇一一八六一号

五 取消年月日 平成二十四年四月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成二十四年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月十六日

西北地域県民局長 石岡博文

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	福沢 一男	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎二六	平成二四・四・七就任
"	野呂 萬蔵	大字轟木字亀ヶ崎七九の〇	"
"	吉田 清澄	" 字根株八七の一	"
"	小野 時雄	大字追良瀬字塩見山平二〇の九三	"
"	木村 輝之	" 字塩見崎八七	"
"	吉田 隆	大字轟木字亀ヶ崎一五六	"
"	平岡健一郎	大字追良瀬字塩見崎七二	"
"	坂崎 昭市	" 字塩見山平二	"
監事	小野 昌	大字轟木字根株六一	"
"	大沢 一夫	大字追良瀬字塩見崎九五	"
"	吉田 正身	大字轟木字亀ヶ崎一一六	"
理事	黒滝 一昭	大字追良瀬字塩見崎六四	"
"	坂崎 昭市	" 字塩見山平二	二四・四・六退任
"	野呂 萬蔵	大字轟木字亀ヶ崎七九の〇	"
"	吉田 信正	"	"
"	長尾 一義	大字追良瀬字塩見山平二	"

"	木村 輝之	一〇の八〇	"
"	吉田 隆	" 字塩見崎八七	"
"	平岡健一郎	大字轟木字亀ヶ崎一五六	"
"	福沢 一男	大字追良瀬字塩見崎七二	"
監事	小野 昌	大字轟木字根株六一	"
"	大沢 一夫	大字追良瀬字塩見崎九五	"
"	吉田 正身	大字轟木字亀ヶ崎一一六	"
"	黒滝 一昭	大字追良瀬字塩見崎六四	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月十六日

西北地域県民局長 石岡博文

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	成田俊二郎	五所川原市相内岩井八一の一六三	平成二四・四・一六就任
"	工藤 廣直	太田山の井一四九の一	"
"	秋田谷 悟	相内桂川五九の六	"
"	奈良 孝一	太田山の井二一の三	"
"	成田 寿光	相内一一五	"
"	三和 金春	四〇	"
"	三和 均	一三三の一	"
監事	下山 祐逸	一五一	"

理事	三和均	"	"	一三三の一	二〇・四・二五退任
"	三上光治	"	"	一〇六の一	"
"	秋田谷 悟	"	"	桂川五九の六	"
"	奈良孝一	"	"	太田山の井二の三	"
"	奈良正勝	"	"	一七四	"
"	奈良睦英	"	"	一八五の二	"
"	成田俊二郎	"	"	相内岩井八一の二六三	"
"	三和金春	"	"	四〇	"
監事	越野清志	"	"	桂川二三三の四四	"
"	奈良茂	"	"	太田太田山一の二一八	"
"	三浦 功	"	"	相内二三	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員が就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月十六日

上北地域県民局長 中 田 哲

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	太田悦朗	十和田市大字大不動字柏木四三七	平成二四・三・二七

教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定により、十和田科学博物館の博物館に相当する施設としての指定を取り消す。

平成二十四年五月十六日

青森県教育委員会

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 称	代 表 者 名	会 計 責 任 者 名	主たる事務所の 所在地	年 届 月 日
青森県トラック 政策研究会	木村英敬	三浦政光	青森市大字荒川字 品川一―一の三	平成 二四・四・二
八木田憲司後援 会	夏堀外志生	明戸克博	三戸郡南部町大字 苫米地字町中九の 一	二四・四・二〇
葛西孝彦後援会	葛西孝彦	葛西孝彦	青森市安方二丁目 五の二〇	二四・四・二五
税理士による津 島淳後援会	兼平義弘	佐々木信一	青森市中央二丁目 一三の三	二四・四・二六

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に

より告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	自由民主党八戸市支部	異動事項	新	年届月日	平成 二四・四・三
政治団体の名称	自由民主党階上町支部	異動事項	旧	年届月日	平成 二四・四・三
政治団体の名称	自由民主党階上町支部	異動事項	新	年届月日	平成 二四・四・四
政治団体の名称	自由民主党稲垣支部	異動事項	旧	年届月日	平成 二四・四・六
政治団体の名称	自由民主党青森県林業支部	異動事項	新	年届月日	平成 二四・四・二

政党以外の政治団体

政治団体の名称	青森県商工政治連盟	異動事項	新	年届月日	平成 二四・四・二
政治団体の名称	木村清一後援会	異動事項	旧	年届月日	平成 二四・四・三
政治団体の名称	三上あつし後援会	異動事項	新	年届月日	平成 二四・四・三

青森県医薬品配置 薬業連盟	代表者	金山 正美	二四・四・一〇
------------------	-----	-------	---------

尾形祐幸後援会	代表者	村上 彰夫	二四・四・一三
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字博勞町一八の二	
	代表者	桜井 美弥志	
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字博勞町二〇の四	

日本小さな僕たち 委員会	代表者	高畑 紀子	二四・四・一三
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字博勞町一八の二	
	代表者	稲垣 穰一	
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字博勞町二〇の四	

佐々木すみお後援 会	代表者	附田 正	二四・四・一六
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字博勞町一八の二	
	代表者	田中 義昭	
	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町字博勞町二〇の四	

三浦たかひろ後援 会	代表者	三浦 敏彰	二四・四・一六
	主たる事務所の所在地	三戸市下久保一丁目一の三	
	代表者	淡路 正雄	
	主たる事務所の所在地	三戸市下久保一丁目一の三	

西村盛男後援会	代表者	織笠 照彦	二四・四・一六
	主たる事務所の所在地	三戸市下久保一丁目一の三	
	代表者	田中 正吉	
	主たる事務所の所在地	三戸市下久保一丁目一の三	

全国社会福祉政治 連盟青森県支部	代表者	種市 秀範	二四・四・一〇
	主たる事務所の所在地	青森市大字筒井三ツ八ツ橋一二九三の五	
	代表者	針田 昌人	
	主たる事務所の所在地	青森市富田三丁目二の五	

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
馬場重利後援会	平成三・九・六	平成二四・四・二
井上武夫後援会	三三・三・三〇	二四・四・三
木村芳後援会	二四・三・三	二四・四・三

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
尾形 裕之 (五戸町議会 議員)	日本小さな 会 僕たち委員	主たる事務 所の所在地	三戸郡五戸 一丁目八の二	三戸郡五戸 二丁目〇の四	平成 二四・四・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭